

女性に対するあらゆる形態の差別の  
撤廃に関する条約〔女性差別撤廃条約〕

配布：一般  
2023年3月8日

原文：英語

女性差別撤廃委員会

通報番号 155/2020 に関して、選択議定書第 7 条 (3) に基づき  
当委員会が採択した見解\*,\*\*

本通報申立人： ナタリア・M・アロンソ、ベルラ・B・バリンギット、ビル  
ヒニア・M・バンギット、フランシア・A・ブコ、デラパ  
ス・B・クララ、ベレン・A・クララ、ホビータ・A・ダビ  
ッド、セナイダ・P・デラクルス、フェルミナ・B・デラペ  
ナ、ピラール・Q・ガラン、ファナリア・G・ガルシア、ル  
フィーナ・C・グラパ、マルタ・A・グラパ、クリセンシア  
ナ・C・グラパ、ルフィーナ・P・マリヤリ、エルリンダ・  
マナラスタス、エミリア・C・マンギリット、ロールデ  
ス・M・ナバロ、エステル・M・パラシオ、テオフィラ・  
R・プンサラン、マリア・Lキランタン、カンデラリア・  
L・ソリマン、セフェリナ・S・トゥルラ、イサベリタ・  
C・ビヌヤ<sup>i</sup>（代理人：弁護士、欧州憲法人権センターおよ  
びマニラ国際法センター）

被害者とされる者： 本通報申立人ら

相手方当事国： フィリピン

通報日： 2019年11月25日（最初の提出日）

参考： 当事国に対し2020年1月28日に送信  
（書面での送付なし）

見解採択日： 2023年2月17日

\*当委員会が第84会期（2023年2月6日～24日）において採択した。

\*\*本通報の審査には、以下の委員が参加した——Brenda Akia, Hiroko Akizuki, Marion Bethel, Leticia Bonifaz Alfonso, Ms. Rangita De Silva de Alwis, Corinne Dettmeijer-Vermeulen, Esther Eghobamien-Mshelia, Hilary Gbedemah, Yamila González Ferrer, Dafna Hacker Dror, Nahla Haidar, Dalia Leinarte, Marianne Mikko, Maya Morsy, Ana Pelaez Narvaez, Bandana Rana, Rhoda Reddock, Elgun Safarov, Natasha Stott Despoja and Genoveva Tisheva.

1.1 本通報は、フィリピン国籍の 24 人の女性により提出され、申立人らは Natalia M. Alonzo, Perla B. Balingit, Virginia M. Bangit, Francia A. Bucu, Dela Paz B. Culala, Belen A. Culala, Jovita A. David, Zenaida P. Dela Cruz, Fermina B. Dela Pena, Pilar Q. Galang, Januaria G. Garcia, Rufina C. Gulapa, Marta A. Gulapa, Crisenciana C. Gulapa, Rufina P. Mallari, Erlinda Manalastas, Emilia C. Mangilit, Lourdes M. Navarro, Esther M. Palacio, Teofila R. Punzalan, Maria L. Quilantang, Candelaria L. Soliman, Seferina S. Turla and Isabelita C. Vinuya である。彼女たちは、第二次世界大戦中フィリピンで日本帝国軍が実施した性奴隷制のサバイバーを支援するため設立された非営利団体「マラヤ・ロラズ（自由なおばあさんたち）」のメンバーである。本通報の申立人らは、当事国が本条約第 1 条、第 2 条 (b)・(c) および第 6 条下の彼女たちの権利を侵害してきたと主張する。フィリピンにおいて選択議定書は 2004 年 2 月 12 日に発効した。申立人らは弁護士が代理している。

1.2 申立人らは、高齢であることから、当委員会に対し、彼女たちの申立てを優先的に検討すること、そして十分かつ緊急の金銭的補償の提供を当事国に要請すべきことを求めている。

1.3 2020 年 10 月 26 日、当委員会は、選択議定書下の通報作業部会を通じて、この通報の受理許容性を、その本案と併せて審査した。

## 申立人らが提出した事実関係

2.1 1932～1945 年にかけて、日本支配下の領域において、日本帝国軍は、制度化された施設内で数十万人の非戦闘員・戦争捕虜を奴隷化した。日本による植民地支配を背景として、10 万人を超える女性が性奴隷制にさらされた。この制度化された戦時性奴隷制のシステムは、後に「慰安婦」制度として知られるようになった。

2.2 1944 年 11 月 23 日、日本軍がパンパンガ州カンダバ町マパニケ地区を襲撃した際に、申立人らは上記のシステムに強制的にさらされた。申立人らは、パンパンガ州サン・イルデフォンソ<sup>ii</sup>の、当時日本軍司令部であった「バハイ・ナ・プラ」(赤い家)に向かって歩くことを強いられた。彼女たちは 1 日から 3 週間にわたって「赤い家」に拘束され、強かん、その他の形態の性暴力、拷問、非人道的な状態の拘禁に、繰り返しさらされた。彼女たちは、長期間にわたる身体的・心理的・社会的・経済的影響に耐えてきた。そうした影響には、身体的損傷、心的外傷後ストレス〔PTSD〕の医学的説明と一致する精神的・感情的苦痛、妊娠出産機能への永続的損傷/ダメージ、結婚・仕事・共同体における、社会的関係への損害などが含まれる。

2.3 1946 年 4 月～1948 年 11 月、「東京裁判」として知られる極東国際軍事裁判は、日本政府関係者を、さまざまな戦争犯罪や人道に対する犯罪の行為で裁いた。しかし、戦争犯罪としての性奴隷制と人道に対する犯罪としての性奴隷化については、豊富な証拠があるにもかかわらず、起訴状は沈黙したままだった。

2.4 1951 年 9 月 8 日、日本は連合国およびアジア太平洋地域諸国と、さまざまな多国間および

二国間平和条約を締結した。フィリピンは、1956年に日本との間で個別の賠償協定が結ばれた後に、同年、対日講和条約を批准した。しかし、戦時中の性奴隷制システムの被害女性たちについては、交渉の中で一切言及されず、補償は提供されなかった。

2.5 2000年12月、「日本軍性奴隷制を裁く女性国際戦犯法廷」が設置され、「日本国が、軍性奴隷制による『慰安婦』としての女性と少女の奴隷化と強かんに責任を負い、そうした奴隷化が政府の代理人、軍人、またはそれに代わって行動する民間人のいずれによって行なわれたかを問わない」と認定し、結論として「さまざまな形態で賠償する義務がある」と認定した<sup>iii</sup>。

2.6 1995年7月、日本政府は、日本の戦時性奴隷制システムのサバイバーに補償を提供するため「アジア女性基金」を設立した。この基金は、「日本の人々」と日本政府の共同による「償い」プロジェクトであり、同政府が法的責任を回避し、国家による補償としてではなく個人の寄付によって「償い金」を集めることを可能にした。元「女性・少女に対する暴力、原因と結果に関する特別報告者」ラディカ・クマラスワミが指摘したように、アジア女性基金は「これらの女性の状況に対するいかなる法的責任をも否定しようとする明確な意思表示であって、これは民間から募金をしようとしているところに強く反映している」<sup>1</sup>。本件の申立人らを含む多くのサバイバーは、アジア女性基金による補償金の支給を拒絶した。なぜならば、これは、日本による法的責任の承認を伴わないものであったからである。

2.7 申立人らは、1998年、まず司法省を通じてフィリピンの行政府に接触し、フィリピンにおける戦時性奴隷制システムの設立に責任を負う日本の政府関係者・軍人に対して請求を行なうための支援を要請した。司法省はこの要請に対し、1989年共和国法第6713号第5条(a)の規定により法的に必要とされる15日以内の期間内に回答しなかった。その後、申立人らは外務省および訟務長官事務所にお問い合わせした。これらの機関も同様に要求を退け、申立人ら個人の賠償請求権は対日講和条約により放棄されており、いずれにせよ申立人らはアジア女性基金からすでに補償を受けている、とした。

2.8 2004年3月8日、マニラ国際法センターは、前述の政府機関に対し申立人らの請求を擁護しよう命じる、仮の義務付け命令訴願を最高裁判所に申し立てた（「2004年訴願」）。申立人はこの2004年訴願の中で自分たちについて名称「マラヤ・ロラズ」を使用した。同訴願では、特に以下を主張した——(a) 対日講和条約による、戦時中の性奴隷制システムのフィリピン人サバイバーの日本に対する請求権の放棄は無効である。なぜならば、人道に対する犯罪および戦争犯罪に該当する強かん、性奴隷制、拷問およびその他の形態の性暴力に対しては免責を与えないという「対世的〔*erga omnes*〕義務」<sup>iv</sup>とは相いれないからである (b) 外務省及び行政長官が申立人らの請求への擁護を拒絶したことは、管轄権の不行使または過剰な行使となる、裁量権の重大な濫用に該当する。これに対し、2010年4月28日、最高裁は以下の理由で2004年訴願を退けた——(a) 行政府は、日本に対する申立人らの請求を擁護するか否かを決定する排他的権限を有し、(b)

<sup>1</sup> E/CN.4/1996/53/Add.1 および E/CN.4/1996/53/Add.1/Corr.1, 第134項〔訳注：ラディカ・クマラスワミ『女性に対する暴力——国連人権委員会特別報告書』（明石書店、2000年）第4章「日本軍『慰安婦』問題」所収、p.263〕

フィリピンは、同請求を擁護すべき国際的義務を有しない。

2.9 その後、マニラ国際法センターは申立人らのために、2010年5月31日に再審査の申立てを、2010年7月19日に再審査の補足申立てを、行なった。2014年8月5日、最高裁は再審査の申立てを退けた。

2.10 2016年11月2日、欧州憲法人権センターとマニラ国際法センターは、「女性・少女に対する暴力、原因と結果に関する特別報告者」と「現代的形態の奴隷制、原因と結果に関する特別報告者」に対し個別申立てを行ない、申立人らの日本政府に対する請求を擁護するよう、フィリピンに促すことを求めた。現代奴隷制特別報告者は、本件について「〔同報告者の〕任務が指定する優先分野には該当しない」と決定し、「〔同任務は〕奴隷制にかかわる歴史となった侵害を特に重視してきてはいない」とした。

2.11 2017年12月6日、女性に対する暴力特別報告者を含む3人の特別報告者が共同でフィリピン政府に通知書を送り、以下に関する追加情報かつまたはコメントを求めた——(a) フィリピンが申立人らの請求への擁護を怠ってきたとの主張について (b) 戦時性奴隷制システムの被害者であった女性・少女が国際人権規範に合致する補償を受けとることを確保するために、取る予定の行動について。2018年4月3日付の回答で、当事国は、従来どおり、対日講和条約・賠償協定に基づき日本から支払われた賠償が、第二次世界大戦中に日本が引き起こした損害および苦痛のすべてに対するものであると考えるとの立場を維持した。

## 申立人の主張

3.1 申立人らは、国内において一貫して請求を行ってきたと主張しているが、その請求とは、第二次世界大戦中の性奴隷制システムによって生じた日本政府に対する彼女たちの請求と被害回復を受ける権利を、当事国政府が擁護することの要求にかかわるものである。注目されるのは、申立人らが、戦時性奴隷制システムについて、ジェンダー・性差別との関連を明示的に主張してきたわけではないが、強かん、性暴力、および性奴隷制に一貫して言及してきたことであり、そのことは、国内当局にこれらの主張を検討する機会を十分に与えたはずである。

3.2 3人の特別報告者が当事国政府に送った、申立人らの請求内容にかかわる事実について追加情報をもとめた共同通知書は、選択議定書第4条(2)(a)の意味における「国際的調査または和解の手続き」には該当しない。

3.3 申立人らは、当事国が2003年に選択議定書を批准したのであり、本通報は事実の一部が1944年に遡るものであることを維持しながらも、本条約の違反は今日まで持続している、と論じる。しかも、国内レベルで取られた最後の決定は、申立人らの訴願を退けた2014年の最高裁判所の決定である。当委員会は、日本の「第7回及び第8回合同定期報告」に関する総括所見において、第二次世界大戦中に日本軍によってなされた侵害行為はサバイバーの権利に継続的な影響が

あることから、このような違反を扱うことに時間的管轄権〔ratione temporis〕による妨げはないと示している<sup>2</sup>。申立人らは、こうした考えかたに基づき、本通報が時間的管轄〔ratione temporis〕の要件を満たしているとする。

3.4 申立人らは、本通報が、戦時性奴隷制システムの形態で当事国領域において行なわれた前述の犯罪に対して日本国の責任を取り上げているのではなく、領域内の女性・少女に差別がなされないようにするという本条約下での誓約を実行する当事国の責任を、明確にすることを求めている点を強調する。より具体的にこの通報が求めているのは、いかに当事国による制約の不実行が、今日まで根強く残っている申立人らに対する継続的差別に、その本質においてどのようにつながってきたのかを明確にすることである。

3.5 申立人らが主張するのは、当事国が彼女たちの請求への擁護を継続的に怠っていることによって、本条約第2条柱書に含まれる当事国の一般的な法的義務に違反してきたということであり、その義務とは具体的には同条の「女性に対する差別を撤廃する政策をあらゆる適切な手段により遅滞なく追求する」ことを、第1条と合わせて理解し、一般勧告第19号「女性に対する暴力」（1992年）、一般勧告第28号「女性差別撤廃条約第2条に基づく締約国の主要義務」（2010年）、および一般勧告第19号を改訂した一般勧告第35号「女性に対するジェンダー暴力」（2017年）を考慮に入れたものである。当委員会は、第2条の「適切な手段」という用語について、締約国が特に「第三者による条約の違反を防止、禁止および処罰し...ならびに当該違反の被害者に被害回復を提供するための行動（保護するための行動）をとる」ことを確保する措置からなるとしてきた<sup>3</sup>。申立人らはまた、第2条柱書から生じるもう一つの義務として、締約国が国家の全レベルにおいて、および国際社会に対して、あらゆる形態の女性差別に対する非難を宣言すべきであることを、当委員会が明確にしたと主張する<sup>4</sup>。この点に関して、対日講和条約および別途の日比賠償協定の起草過程において、性奴隷として様々な種類の施設に捕らわれた申立人ら他の女性・少女たちに対して行なわれた犯罪に、対処する取り決めがなされず、彼女たちが交渉過程にも含まれなかったことが指摘される。1998年以来の申立人らの試みが退けられてきたことが物語るのは、申立人らに対する差別を撤廃するため必要な措置を取ることを、当事国がくり返し怠ってきたということである。

3.6 性奴隷制にとらわれた大韓民国の被害者に関する同様の事例において、同国の憲法裁判所は、韓国政府が日本政府に対して、戦時性奴隷制の韓国内のサバイバーの請求に関する行動をとらなかったことは、韓国憲法が定める重要な基本的権利を侵害したと認定した。対照的に、フィリピンの認識はこれまで、行政府には申立人らの主張を取り上げる義務はないというものであり、しかも、取り上げることは国益に反することになると言い添えていた。申立人らは、当事国のとる立場は、日本軍による当時の国際法違反の犯罪実行への関与について、損害賠償を請求する申立人らの日本に対する権利を否定するものであり、また、「無慈悲かつ継続的に侵害された尊厳、

<sup>2</sup> CEDAW/C/JPN/CO/7-8 第29項〔訳注：同項の訳文は <https://wam-peace.org/ianfu-topics/4506> で見ることができる〕

<sup>3</sup> 一般勧告第28号 第37項 (b)

<sup>4</sup> 同上、第15項

価値観および人身の自由への事後的な回復を損なうことになる」と論じる。

3.7 本条約第2条(b) 関連部分の当委員会の解釈に基づいて、申立人らには被害回復を受ける権利があり、その帰結として当事国には、戦時性奴隷制の被害を受けたことに対する適切な救済として、申立人らが公的謝罪などの満足を受ける措置および賠償の措置を受けることを確保する義務がある、と申立人らは主張する。この義務には、日本政府に対する申立人らの請求を擁護すること、十分な制裁、訴追および満足のためのその他の措置の確保を含むべきである。

3.8 当委員会の一般勧告第19号・第35号を参照しつつ、申立人らは、救済を受ける権利は本条約第2条(c)に含まれると主張する。申立人らは、当事国が、彼女たちが受けた虐待に対する被害回復に関して、効果的な保護と効果的な救済に対する申立人らの権利の確保を怠ってきたと主張する。これに関連して、申立人らは、対日講和条約・日比賠償協定を効果的な救済措置と考えるべきでないと主張するが、それは、交渉の過程に申立人らの参加もなく、その実体的な請求も含まれていなかったためである。さらに、当事国は、高齢である申立人らに対して時宜にかなった救済を提供する同国の義務を怠ってきた。国内の諸手続きにおける不当な遅延(2005年6月7日の最終提出から2010年4月28日付の最高裁判所による最終決定の公表までに約5年が経過した)は、重大な性犯罪の申告にかかわる事件について迅速な裁定を怠ったことを示している。第2条(c)に含まれる効果的な保護と救済の権利には、権限ある司法官による、厳密な理論に裏付けられ慎重な、十分に良質な司法判断へのアクセスが含まれる。それにもかかわらず、最高裁判所の2010年4月28日付決定は、不適切に参照された数多くの出典からの、誤用にわたる引用に満ちていた。

3.9 申立人らは、本条約第6条に基づき、第二次世界大戦中に日本帝国軍が設置した戦時性奴隷制システムは、性的搾取・奴隷制を目的とした人身取引の一形態とみなすことができると主張する。申立人らは家を離れることを強制され、サン・イルデフォンソの「赤い家」まで連行された。その場所で彼女たちは、性的に搾取し奴隷化するという目的のもと、期間はさまざまであるが、本人の意志に反して拘束された。本通報に関連する特定の分野で、当委員会は以前にも一般的勧告を行ってきたが<sup>5</sup>、第6条から生ずることになる義務について具体的内容を十分に展開しておらず、本件はその機会となる。

## 受理許容性に関する当事国の所見

4.1 2020年5月29日、当事国は、本通報について、その通報の事実がフィリピンに対する選択議定書発効前に発生したものであるため、受理許容性がないと宣言されるべきである、と主張した。本通報が第二次世界大戦の前とその間である1932~1945年に発生した残虐行為に関するものである点に、当事国は注目する。フィリピンの選択議定書署名は2000年3月21日、批准は2003年11月12日であった。本条約の時間的管轄〔ratione temporis〕規定に抵触するため当委員会が申

---

<sup>5</sup> 一般勧告第19号 第16項、第24項(g); 一般勧告第30号「紛争予防・紛争中・紛争後の状況における女性」(2013年) 第39項、第41項(a)、第79項、第81項(g)

立てを審査できないと判断したいいくつかの事例を、当事国は参照する<sup>6</sup>。

4.2 当事国は、申立人らのいう本条約違反、すなわち当事国による申立人らへの差別が、その性質にてらして継続的なものであるとの主張を争う。申し立てにかかる行為が最初から差別的でなければ、継続的な差別行為も存在しない。申立人らに対して第二次世界大戦中に行なわれた侵害に、当事国はすでに対処している。これは、当事国が1951年には対日講和条約における賠償条項を支持して積極的に交渉に参加したこと、1956年には日比賠償協定を締結したことにあらわれている。さらに、戦時性奴隷制被害者にはアジア女性基金を通じて補償を受けた者が何人もおり、同基金との間で当事国は、同基金の資金が被害者のニーズに応じたサービスに使われることを保証する覚書を締結していた。手続きが公平性を欠いていた証拠がない下で、フィリピン最高裁が申立人らに不利な判断を下したという事実のみをもって、差別行為と考えることはできない。当事国は、本申立ては選択議定書の第4条(2)(e)により受理許容性がないと論じる。

4.3 最高裁判所は、訴願が特に刑事責任の問題とは関係がなく、日本から金銭的補償を得ようとするものであれば、フィリピンは国際犯罪を訴追すべき逸脱不可能な〔non-derogable〕義務を負わないとの判断を下した。

## 受理許容性に関する当事国の所見に対する申立人のコメント

5.1 2020年10月5日、申立人らは受理許容性に関する当事国の所見に対するコメントを提出した。申立人らは、当事国が本通報を、日本帝国軍が運営した戦時性奴隷制システムを対象とするものであると誤って特徴づけていると論じる。しかしながら本通報は、本条約下での当事国の義務違反を対象とするものである。

5.2 当事国が参照した当委員会の先例に関して、申立人らは、4件すべてにおいて、本条約違反に関して継続的要素はないと当委員会が判断している点に注目する。例えば、ムニョス=バルガス=イ=サインス=デ=ビクーニャ〔Muñoz-Vargas y Sainz de Vicuña〕対スペイン事件では、当委員会は、当該申立てのもととなった継承の問題を検討した。この継承の問題は、当委員会の判断によれば、選択議定書の発効前に発生し、そして完了したものであった。同様に、デイラス他〔Dayras et al.〕対フランス事件とB. J.対ドイツ事件では、申し立てられた違反が選択議定書の発効前に発生し、発効日後は継続しなかったことに基づいて、受理許容性がないと判断された。これに対し、当事国の義務違反が継続中であることを示す本通報は、当委員会の管轄権下とされるべきであると本件申立人らは考える。この点で本件申立人らは、ゴンザレス=カレーニョ〔González Carreño〕対スペイン事件<sup>7</sup>を参照する。この事件の申立人は、夫による家庭内虐待の被害者であった。当委員会は、虐待の一部が実際に選択議定書発効前に発生したことを認めたが、選択議定書発効後に下された2つの司法判断に関しては、当委員会が通報を審査することに妨げはないとした。さらに、

<sup>6</sup> ムニョス=バルガス=イ=サインス=デ=ビクーニャ〔Muñoz-Vargas y Sainz de Vicuña〕対スペイン事件(CEDAW/C/39/D/7/2005); レイガン・サルガド〔Ragan Salgado〕対英国事件(CEDAW/C/37/D/11/2006); デイラス他〔Dayras et al.〕対フランス事件(CEDAW/C/44/D/13/2007); および B.J.対ドイツ事件 (A/59/38 付属書 VIII の第2部)

<sup>7</sup> CEDAW/C/58/D/47/2012

S.H.対ボスニア・ヘルツェゴビナ事件<sup>8</sup>では、申立人は、2002年の選択議定書発効前である旧ユーゴスラビア紛争中の1995年に、強かんの被害を受けたと主張した。2009年、同申立人はボスニア・ヘルツェゴビナ検察庁に刑事告訴したが、捜査に進展はなかった。結局、当委員会は、申し立てられた犯罪が選択議定書の発効前に発生していたものではあるが、申立の本案を審査することに時間的管轄権〔ratione temporis〕による妨げはないと認定した。当委員会は、選択議定書がボスニア・ヘルツェゴビナにおいて発効した2002年以降について、同締約国がその義務を怠ってきたと判断したが、その義務とはとりわけ、申し立てられた犯罪に対して、実効的かつ時宜にかなった捜査を行なう義務、そして当該事件の申立人が受けた被害について効果的かつ十分な補償を提供し、速やかに救済を与える義務についてであった。

5.3 本通報の受理許容性について、本件申立人らは、当委員会の「日本の第7回および第8回合同定期報告に関する総括所見」に照らして検討されるべきと論じる。同所見で当委員会は「『慰安婦』問題は」 「被害者／サバイバーの権利に継続的な影響を与える深刻な違反を発生させる」とし、被害者に対する効果的な救済手段がないことから「このような違反を扱うことに時間的管轄権〔ratione temporis〕による妨げはない」とした<sup>9</sup>。

5.4 当事国の主張とは逆に、日比賠償協定もアジア女性基金も、当事国の本条約上の義務を解除していない。本通報で争われているのは司法手続の結果にすぎないとする当事国の主張に対して、申立人らは、本通報が関わっているのは国内的決定の結果だけでなく、決定にいたる手続きでもあると主張する。申立人らは、決定を受けるまでの不合理な遅延は司法制度の懈怠にあたり、さらに、同司法判断は十分な水準に達していないものであったと主張する。

5.5 申立人らは、彼女たちに対する継続的差別および本条約下の権利の侵害について、さらなる証拠があると論じる。例えば、「フィリピン女性委員会」は、女性に影響を与える国際的義務の遵守を監視する義務を負うフィリピンの主要な政府機関であるが、システムとして制度化されていた戦時性奴隷制、そのサバイバーへの影響、あるいはサバイバーに必要とされる保護について、全く取り組んでこなかった。対照的に、主に男性であるフィリピンの退役軍人は、教育給付、医療給付、老齢・障害・死亡年金、埋葬補助を含む、特別で栄誉ある処遇を受けている。これに相当する給付もサービスも如何なる形の支援も、同じく戦争の被害者であるマラヤ・ロラズに対しては何ら提供されないことは、差別的であると言えよう。

5.6 申立人らに対する継続的差別は、当事国による「バハイ・ナ・プラ」(赤い家)の放置に、さらに明確に示されている。本来この建物は、そこで与えられた苦しみ、そして今も続く正義をもとめる闘いを、記憶にとどめるために保存すべきであった。

5.7 申立人らは、高齢であることから、いかなる不当な遅延も避けるために、本申立ての受理許容性は本案と併せて審査されるべきであるとの立場を維持する。

---

<sup>8</sup> CEDAW/C/76/D/116/2017

<sup>9</sup> CEDAW/C/JPN/CO/7-8、第29項

## 本案に関する当事国の所見

6.1 2021年2月26日の口上書により、当事国は本案に関する所見を提出した。当事国は、本条約の下での誓約を実行してこなかったとするマラヤ・ロラズの主張を、正当な根拠がないものとして争う。当事国は、同国の行為または政策によって申立人らが性差別またはジェンダー差別を受けてきたことを否認する。当事国は、女性の権利を保護し支援する法律を採用し、「慰安婦」のニーズに対処するために積極的な行動をとってきた。例えば、当事国は、元「慰安婦」に関する「〔フィリピン政府〕省庁間タスクフォース」を設置し、同機関が日本政府と協力して、アジア女性基金を通じてプロジェクトやイニシアチブを実施した。「危機的状況に置かれたロラたちへの支援」事業は、マラヤ・ロラズの社会経済的およびカウンセリングのニーズに対応するもので、合計185人の女性が日本円120万円に相当する金額を受け取った<sup>10</sup>。

6.2 マラヤ・ロラズは、第二次世界大戦の残虐行為の被害を受けた他の個人・男女と同様に、同戦争の被害者として優遇措置を受けたと当事国は主張する。当事国の所見では、マラヤ・ロラズが如何なる種類の救済措置を当委員会に求めているか明確でない。なぜなら、仮にマラヤ・ロラズが本当に経済支援を必要としていたのであれば、なぜ彼女たちの多くはアジア女性基金から提供される補償金を、その金額が彼女らのニーズに対処するための象徴としては十分な金額であると認めながら、受け取りを拒否したのかが問われかねないからである。

6.3 当事国はさらに、仮にさまざまな形態の経済的支援がマラヤ・ロラズに与えられるべきであるとしても、申立人らは何が十分な支援となるかについて定量化できる基準を何も提示していないとする。また、当事国の責任に帰すことができない、〔支援の〕管理や配分における不適切さのような私的な要素も問題となる、と論じる。当事国によると、申立人らの要求は、自らだけでなく相続人のための完全な生活支援を求めるものであり、実行不可能で前例も根拠もない。当事国は、マラヤ・ロラズの提起する権利の継続的侵害の主張、すなわち独立かつ権限ある機関である最高裁による訴願の拒否という主張を支えている唯一の根拠が、実質的にはまったくの経済的支援の要求であると考えている。

6.4 当事国は、同国の行動が本条約第2条(b)・(c)、国内法および国際法に合致していると主張する。当事国の説明によれば、同国は、1951年の対日講和条約の締約国として、「合意は守らなければならない」という原則<sup>11</sup>に従って同条約の規定を確認し遵守する義務があり、この規定には、第二次世界大戦中に日本帝国軍が行なった行為によって生じた、あらゆる請求権の放棄が含まれる。当事国は、同国には申立人らの請求への取り組みを進めるべき法的義務はないと結論する。

6.5 マラヤ・ロラズの主張は、ビヌヤ(Vinuya)事件<sup>12</sup>において、最高裁判所によって十分にかつ

<sup>10</sup> 「危機的状況に置かれたロラたちへの支援(ALCS)事業に関する評価的研究」 <https://www.awf.or.jp/pdf/ALCS.pdf> を参照  
〔訳注：日本語訳は <https://www.awf.or.jp/pdf/0197.pdf> で読むことができる〕。

<sup>11</sup> 当事国が1969年5月23日に署名し1972年11月15日に批准した「条約法に関するウィーン条約」の第26条に明示的に規定されているとおりである。

余すところなく審理・検討され判断された。同裁判所は、マラヤ・ロラズの日本国に対する請求について、当事国政府が1951年の対日講和条約調印によってそうした権利を放棄しているの、同国政府がそれを擁護することはできないと判断した。当事国の見解では、マラヤ・ロラズの請求について国際的な裁判所・法廷への提起を拒むことは、申立人らに対する継続的な形態の侵害や差別とはならない。さらに、ビヌヤ事件でまちがいがあったとされるできごとは、「マリアノ・C・デル・カステリーヨ副裁判官に対する剽窃等告発」事件の決定書<sup>vi</sup>のとおり、すべて適切に対処され、正当と認められている<sup>12</sup>。

6.6 当事国は、申立人らが行なった明言を想起しており、それは、人道に対する犯罪と戦争犯罪を構成する強かん・性奴隷制・拷問その他の形態の性暴力に対し免責を与えないことがユス・コーゲンス〔*jus cogens*、強行規範〕、かつフィリピンの対世的〔*erga omnes*〕義務であること、そして日本の「慰安婦」・性奴隷制システムを生き延びたフィリピン女性たちの対日請求権が対日講和条約の下で放棄されたとすることは、それらに反して無効であるということである。しかしながら、当事国が繰り返し言及するのは、当事国の側には国際犯罪を訴追すべきという逸脱不可能な〔*non-derogable*〕義務が存在せず、特に、訴願を行なった者の要求が個人の刑事責任追及ではなく、日本国による金銭的補償であったことからそうであるとした、最高裁の判断である。当事国は、このように、同国の行動と決定が国内法および国際法に合致していることを理由に、同国が申立人らの請求を擁護しないことは本条約第2条に違反しないと結論づける。

6.7 申立人らが参照する、戦時性奴隷問題に関する大韓民国憲法裁判所の2011年8月30日付判決について、当事国が注目するのは、「いずれの主権国家も、他国の法廷が行なった判決に、自国の領域内での効力を与える義務を負うものではない」<sup>13</sup>という当事国の法の下での基本原則である。さらに、韓国が1951年の対日講和条約の締約国ではなかったこと、1950～1953年の朝鮮半島は戦争状態にあったこと、韓国の戦時被害女性たちが提起した事実や状況は異なるものであることに、当事国は注目する。当事国の見解では、韓国憲法裁判所が下した判決は、当事国の司法制度を拘束するものではなく、当委員会を拘束するものでもない。

6.8 当事国は、第二次世界大戦中に申立人らが経験した苦しみに同情を寄せている。また、申立人らの権利を十分に保護してきており、そのため一般勧告第28号第23項と合わせて理解される本条約第2条(b)下での同国の義務に違反していないと主張する。当事国は、第2条に含まれる義務は、「〔その締約国の〕特定の法的、政治的、経済的、行政的および制度的枠組みに相応しく、当該締約国に暮らす女性への差別撤廃に対する特定の障害や抵抗に対処できる政策を考案する上で、締約国にかなりの柔軟性を持たせる」<sup>14</sup>ものであることを強調する。当事国は、同国の特定の法的・政治的・経済的・制度的・外交的枠組みに最適な措置を慎重に検討しなくてはならなかった。その点については、当事国は、1951年の対日講和条約および1956年の賠償協定において、戦争被害者のため、戦争被害者を代表して、被害回復措置規定を支持する立場で外交交渉に積極

<sup>12</sup> 2010年10月15日付 A.M. No. 10-7-17-SC

<sup>13</sup> コルプス対サント=トマス〔*Corpuz v. Sto Tomas*〕事件、GR No. 186571、2010年8月11日

<sup>14</sup> 一般勧告第28号第23項

的に参加していたのである。当事国は「アジア女性基金」の財源を最大限に活用するため尽力し、サービスを提供するため「[フィリピン政府] 省庁間タスクフォース」を設立した。しかし、当事国は、アジア女性基金からの償い金を活用し基金が組織したプロジェクトに参加するための当事国の努力を、意識的に拒絶したのを申立人らが認めていることに注目する。当事国は、申立人らがアジア女性基金から償い金および追加の被害回復措置を受けるのを自発的に拒否したことについて、同国に責任はないと考える。被害回復措置の他の形態は、当時の日本国首相とアジア女性基金理事長の謝罪の手紙だった<sup>vii</sup>。さらに、2014年4月9日、駐フィリピン日本国大使は、第二次世界大戦中に日本帝国軍が犯した残虐行為について当事国に公的に謝罪し、そのような残虐行為が二度と繰り返されないことを誓った<sup>viii</sup>。

6.9 当事国の主張では、最高裁判所が申立人らの法的請求を却下したことは同国が差別の撤廃を怠った証拠であるという申立人らの主張には、理由がない。裁判所が彼女らに不利な判断を下したという事実だけで、差別行為またはそれと同等の行為である、とは言えない。申立人らはこの司法判断に異議を申し立てることを妨げられておらず、再審査の申立てや補足的申立てを行なうことが可能であった。当事国によれば、申立人らは、裁判所の判断が恣意的に、または彼女たちに対する悪意や個人的偏見をもって下されたことを裏付ける証拠を提出していない。最高裁判所の全員合議による司法判断・決定は、十分な事実と法的根拠に基づくものであると当事国は論じる。裁判所は、申立人らの申立てを退けた際に、慣習国際法の一般原則を適用したのであって、ジェンダーや性別を理由として申立人らを差別したのではない。この司法判断は、申立人らの日本に対する請求への当事国による擁護を、恣意的に拒否したことにはならない。

6.10 さらに、当事国の見解では、最高裁判所の同判断は、国家には自国民のために外交的保護を行使する権利はあるが義務はないとした「ベルギー対スペイン事件」<sup>15</sup>における国際司法裁判所の立場に沿ったものである。当事国は、マラヤ・ロラズに外交的保護を提供することについて全面的な裁量的権限を保持している。当事国は、対日講和条約・賠償協定に同意して日本政府に対する更なる賠償請求を放棄した下で、どの範囲でマラヤ・ロラズに保護を与えるのかを判断したことによって、本条約に違反したわけではなかった。当事国は、女性差別撤廃を求める法律、特に「女性のマグナカルタ」としても知られる共和国法第 9710 号を採用してきたことを付言する。

6.11 当事国の主張では、申立人らは、その主張する懈怠が申立人らを性にに基づき差別する傾向があったことを立証していない。申立人らの権利に特に女性であるという理由だけで影響・侵害を及ぼす、区別・制限・排除の行為・司法判断・政策を特定していない。彼女らは、効果的、利用可能で時宜にかなった救済を受けられなかったことを示す事情を、何ら申し立てていない。

6.12 当事国が繰り返し言及するのは、ビヌヤ事件における最高裁判所の判断理由であり、私的請求を同国のものとして擁護するかどうかについて、当事国は裁量権を正当に行行使し得るという点である。

---

<sup>15</sup> バルセロナ・トラクション電力会社に関する事件、ベルギー対スペイン、1970年2月5日付第2段階判決、国際司法裁判所1970年報告書〔訳注：事件概要は以下参照。<https://www.icj-cij.org/case/50>〕

6.13 申立人らは、性的搾取・性奴隷制を目的とした女性の人身取引に対する救済策への十分なアクセスを当事国が拒否し、または促進しなかったとする主張を本条約第 6 条の下で行なっているが、当事国は、この主張に関して根拠がないと論じる。当事国は、マラヤ・ロラズに十分かつ適切な救済を提供するためにあらゆる努力をしてきたものであり、そうした努力は、適切な医療・財政等のサービスの提供を目的とし、また彼女らが紛れもなく被ってきた心身両面にわたる損害を補償するために、日本政府との間で被害回復のための時宜にかなった合意を進めることによってなされてきた。被害者の中にはアジア女性基金を通じてすでに正当な補償を受けた者がおり、同基金の償いプロジェクトを通じて物的な支援を受けた者もいる。

6.14 本条約は、第二次世界大戦中に当事国で犯された、性的搾取の事例を含む残虐行為を対象とするために遡及的に適用することはできない。当事国は当時、自国の領土を実効的に支配していなかったため、これらの残虐行為について当事国に責任を負わせることはできない。本条約は当事国については 1981 年 9 月 3 日になって初めて効力を発生したのであり、本条約の選択議定書が発効したのはようやく 2004 年 2 月 12 日のことである。申立人らは、本件において時間的管轄権〔*ratione temporis*〕の原則の適用を妨げるような、当事国による具体的な継続的行為・行動を立証できなかった。当事国は、本条約第 4 条 (2) (e) に従い<sup>ix</sup>、本件通報が時間的管轄権によって受理許容性がないことを改めて表明する。本条約第 6 条の下での権利の侵害に関する申立人らの主張は、明確かつ十分な法的・事実に根拠を欠くため、立証されていない、と当事国は論じる。

6.15 当事国の意見では、同国の法は、あらゆる形態の性的虐待から女性の権利を保護するため特に設けられた刑法上の規定を含む。すなわち、「反人身取引法」としても知られる 2003 年の共和国法第 9208 号、1932 年改訂刑法のほか、女性に向けられた強かん、わいせつ行為、その他の形態の性的虐待・性暴力の犯罪を定義し処罰する、それ以降の諸特別刑法である。

## 本案に関する当事国の所見に対する申立人のコメント

7.1 2021 年 7 月 13 日、申立人らは、当事国が本条約第 1 条、第 2 条柱書、第 2 条 (b)・(c) および第 6 条の義務を果たしたことを十分に証明していないと主張した。彼女たちは、本条約に違反する継続的なジェンダー差別を受けてきている、と再度主張した。

7.2 申立人らの主張では、戦時中の性奴隷制システムによる女性に対する暴力は、それ自体がジェンダー差別の最も深刻な一形態であり、その結果、社会的に、また当事国による行為（または不作為）を含め政府レベルで、彼女たちが引き続き直面してきた継続的差別も、同じくジェンダー差別の最も深刻な形態である。

7.3 戦時性奴隷制システムの女性サバイバーが差別されてきたことは、性暴力にまつわるステイグマからも、申立人らを含むサバイバーの主張が不可視化されてきたことから、明らかである。例えば、状況の深刻さは事後約 50 年がたつまで認められず、性暴力は対日講和条約調印の際

には考慮に入ってもおらず、申立人らに対する当事国の支援は不十分で、本条約によって設定された基準に達していない。申立人らによれば、この状況は間接的な差別<sup>16</sup>となる。この間接差別は、男性の退役軍人・戦争被害者が受けている処遇やフィリピン退役軍人局の設立により、証明されている。

7.4 申立人らの主張では、当事国の行為は、彼女たちに対し本条約第2条(b)下の十分、適切または時宜にかなった救済措置を提供しなかった。当事国は、アジア女性基金によって実施されたプログラムからも、「危機的状況に置かれたロラたちへの支援(ALCS)事業」を通じて、本通報の申立人らが直接恩恵を受けたことを論証していない<sup>17</sup>。

7.5 当事国が女性差別撤廃のため諸法を制定・改正してきた事実は、推奨には値するが、今回の事例で彼女たちに対する差別がない証明にはならない、と申立人らは明言する。ジェンダー差別・性暴力に対する規制のための、あるいは法律上の、枠組みが存在することは、女性に対する実際の差別がなくなったことを意味せず、申立人らにとってはなおさらである<sup>18</sup>。

7.6 当事国の「政治的・経済的枠組みにとって最善と思われる範囲で」被害回復・補償を提供・提唱してきたとする同国の主張は、当委員会の一般勧告第28号・35号に照らした本条約の要件を満たしていない、と申立人らは論じる。被害回復は、十分で、受けた被害に起因することが速やかに認められ、総合的で、被害の重大さに応じたものであるべきである<sup>19</sup>。さらに申立人らは、ジェンダー差別に対する保護が、締約国による保護の適切性や利便性についての評価を条件としているという当事国の解釈にも、異議を唱える。それどころか、本条約に謳われている保護は、無条件であり、なんら状況や、差別の「量」によって決まるものではない。

7.7 申立人らはさらに、当事国が効果的な法的保護・救済・被害回復措置の確保を怠り、一般勧告第28号と合わせて理解される本条約第2条(c)下の彼女たちの権利を侵害していると主張する。申立人らは、以下の点を強調する——(a)被害回復提供の全体的な遅れとそれが申立人らに与えた影響 (b)申立人らによる訴願をフィリピン最高裁判所が退けたこと (c)「[フィリピン政府]省庁間タスクフォース」および「危機的状況に置かれたロラたちへの支援(ALCS)事業」が本条約第2条(c)の基準を満たせなかったこと<sup>x</sup> (d)ト部敏直(うらべ・としなお)元駐フィリピン大使のスピーチを被害回復の十分な一形態であるとした、当事国のあやまった位置づけ (e)当事国が、対日講和条約について誤解を招く解釈を行ない、日本国に対するマラヤ・ロラズ

---

<sup>16</sup> 一般勧告第28号第16項

<sup>17</sup> 『危機的状況に置かれたロラたちへの支援(ALCS)事業に関する評価的研究』(www.awf.or.jp/pdf/ALCS.pdf 掲載)にみられるとおり、大半のロラが食費補助を十分とは感じず(p.21)、医療費の補助(p.22)、住居に関する支援(p.24)、個人事業に関する支援(p.24)については、半数を超えるロラが十分と感じていなかった。また提供されたカウンセリングについては、半数を超えるロラが必要最低限でしかない、または十分ではないと感じていた(p.23)。

<sup>18</sup> アクバク他対オーストリア事件(CEDAW/C/39/D/6/2005)第12.1.2項参照:「当委員会は、当事国が、立法、刑事法・民事法上の救済、啓発、教育・訓練、シェルター、暴力被害者のカウンセリング、加害者への働きかけを含む、DVに対処するための包括的モデルを確立してきたことに注目する。しかし、DV被害者である個々の女性が男女平等原則の実現を実際にも享受するためには、[...]前述のオーストリアの包括的な制度に示された政治的意思は、国家の関係機関によって支えられなければならない。そうした機関は、当該当事国に課された相当の注意義務を遵守しなければならない。」

<sup>19</sup> 一般勧告第35号第46項

の請求を擁護しないことにより、彼女たちへの被害回復提供を回避していること。

7.8 本条約第2条(c)下の、時宜にかなった被害回復を適用する当事国の義務について、申立人らはトルヒージョ・レイエスおよびアルグエジョ・モラレス(Trujillo Reyes and Arguello Morales)対メキシコ事件を参照する。この事例で当委員会は「国内的救済措置の適用は不合理にも長引いており、権限ある当局の不作为により、申立人らに効果的救済をもたらす救済策が提供される可能性は極めて低い」<sup>20</sup>と考えた。申立人らの主張では、効果的で時宜にかなった救済措置の提供の遅れは本件においても本条約違反となる。マラヤ・ロラズは、より高齢の女性たちであり、さまざまな健康上の問題を抱え、すでに何人かは他界している。彼女たちは健康上・経済上の懸念を抱いており、これらの懸念は新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の大流行によって悪化している。最大の懸念は医療および十分な保健サービスへのアクセスである。

7.9 彼女たちが相続人への支援のため「実行不可能で、前例がなく、根拠がない」要請を行なったというのは事実ではない。申立人らが相続人への支援を求めるのは、本人たちが高齢であり数名は既に他界していることから、仮に被害回復措置が実施されるとしても、その恩恵を受けられる者はほとんどいないであろうという事実から生じる。申立人らは、相続人のために生活支援を求めることを不当とは思わない。当事国は、日本政府に対する請求を擁護することも、あるいは他の十分かつ効果的で時宜にかなった措置を提供することも、拒絶することによって申立人らの被害回復を受ける権利を否定し続けており、それにつれて彼女たちが何らかの被害回復を得られる可能性は低くなっていく。申立人らの平均年齢は91歳であり、手続きが長引けば長引くほど、彼女たち自身が被害回復を得られる可能性は低くなる。

7.10 最高裁の判断については、申立人らは、彼女たちの請求が国内管轄権において既に解決済みであるため退けられるべきものであるとする当事国の主張を争う。最高裁への裁量上訴の訴願<sup>21</sup>において論じられた法的諸問題は、本通報でも取り上げられてはいるが、当委員会に対して行なわれたような当事国の差別および国際的義務の不履行の問題に言及してはいなかった<sup>21</sup>。

7.11 当委員会に対し主張されている問題は、本条約に照らした義務を当事国が遵守していないために生じる責任であり、その主張は、裁量上訴の訴願の原因となった当事国の作為(および不作为)、ならびに最高裁によるその訴願の却下を理由としている。同訴願と本通報における主張の中には、ともに同じものがある一方で、それらの主張は、差別の問題、そして本条約のもとで当事国が負っている国際的義務の不遵守の観点から検証される必要があり、そのことは最高裁では議論されなかった事項である。したがって、当事国は、この問題がフィリピンの国内的司法管轄権において既に解決済みであると主張することはできない。当事国によれば、最高裁は「日本国に対するマラヤ・ロラズの請求は、フィリピン政府による擁護を受けることはできない」と判断した。ここで最高裁が述べたのは、同裁判所はマラヤ・ロラズの請求を擁護するよう、政府に強制することはできないということだけであった。すなわち最高裁は、同請求を擁護することが不

<sup>20</sup> CEDAW/C/67/D/75/2014、第8.8項

<sup>21</sup> 申立人らは、XおよびY対ジョージア事件(CEDAW/C/61/D/24/2009)第6.5項、第6.7項を参照する

可能であるとの判断を下したわけではない。結論として、日本に対するマラヤ・ロラズの請求を擁護することを当事国が禁止されているということはできない。なお、当事国に国際犯罪を訴追すべき逸脱不可能な〔non-derogable〕義務はないとした最高裁の判断は、本条約2条(c)および当委員会の一般勧告19号・35号が示唆する、女性の効果的な保護を確保し救済を提供すべき本条約締約国の義務を、考慮に入れていない。

7.12 申立人らはさらに、日本帝国軍が強制した性奴隷制システムの、被害者に対する補償メカニズムとしての「アジア女性基金」の適切性を争う。「〔フィリピン政府〕省庁間タスクフォース」および「危機的状況に置かれたロラたちへの支援（ALCS）事業」は、マラヤ・ロラズを行為主体として考慮に入れていないため「効果的」となり得ない。それどころか両組織は、「支援」の提供について父権制的・差別的姿勢を露呈している。例えば、マラヤ・ロラズを、女性であり高齢者であることから、自分で決めることができない二級市民として扱っている。同プロジェクトは目的として「ロラの自尊感情を取り戻すこと」を標榜したにもかかわらず、マラヤ・ロラズのニーズや、彼女たちがその中で生活し、今後も生活し続ける差別の構造を、認めるものではなかった。同プロジェクトの構造・設計・実施は、マラヤ・ロラズの主張とニーズを認めないという行動様式を示す点で参加型の性格を欠くものとなっており、そのため選択議定書の発効日に先行しているとはいっても、本条約第1条が禁ずる継続的差別となっていた。

7.13 申立人らは、正義を迫及するプロセスへの女性の関与が、被害回復・補償メカニズムの設計・実施における女性の関与とならんで、「紛争予防・紛争中・紛争後の状況における女性」に関する一般勧告第30号（2013年）で明確化されている点を強調する。同勧告の中で当委員会は、締約国が「女性の紛争体験が含まれ、女性固有のニーズおよび優先課題が充足され、女性が受けたあらゆる侵害行為への取り組みがなされることを保証するため、あらゆるレベルの移行期正義メカニズムの設計・運営・監視への女性の関与を確保するとともに、あらゆる被害回復プログラムの設計への女性の参加を確保する」<sup>22</sup>ことを勧告している。

7.14 元駐フィリピン日本大使のスピーチについて、申立人らが指摘するのは、同大使が言及したのが二度と戦争をしないという約束と第二次世界大戦中に生じた苦しみだけだったことである。同大使は、同期間に行われた戦争犯罪や人権侵害には一切言及しなかった。同大使のこの行動は、マラヤ・ロラズに対しても、当時行なわれた犯罪の如何なるサバイバー／被害者に対しても、公式の謝罪や直接的な謝罪に該当しない。たとえこのスピーチが公式な謝罪と考えられたとしても、それは本件の当事国に帰属するものではないため、被害を受けて以来、申立人らが直面してきた差別に照らして、彼女たちが受けてしかるべき被害回復措置の、最適な形態とみなすことはできない。

7.15 申立人らは、対日講和条約は、当事国が本条約第2条下の義務を履行することを妨げるものではない、と主張する。マラヤ・ロラズの請求権は、同条約の交渉において考慮に入れられて

---

<sup>22</sup> 一般勧告第30号第81項。

いなかった<sup>23</sup>。その点で、女性国際戦犯法廷は、対日講和条約をはじめとする当時の諸条約の「根底にジェンダー・バイアスが内在する」ことに注目した<sup>24</sup>。以上の、そしてその他の、戦後処理条約が進められていた際に、日本政府は、性奴隷化された女性の受けた恐るべき処遇に日本軍の関与した程度を隠していたと主張されている<sup>25</sup>。申立人らは、日比賠償協定に対しても、それが戦時中の性奴隷制システムによる被害者／サバイバーの対日請求権に何らの言及をしていないことから、同様の反論を繰り返している。

7.16 女性国際戦犯法廷によれば、対日講和条約交渉の当事者となった諸国家は個人の請求権を放棄する権限を持っていなかった、との論点を申立人らは再度提起する。同様に現代奴隷制特別報告者は、1998年の「武力紛争下の組織的強かん、性奴隷制、および奴隷制類似慣行に関する最終報告書」において、「元『慰安婦』の損害賠償<sup>xii</sup>請求権は、この条約でいう請求権の範囲には含まれず、この放棄の対象外である」<sup>26</sup>との立場をとった。事実、当事国自身が、権利放棄条項のいかなる厳格な解釈にも反対するという留保を行っていた<sup>xiii</sup>、と申立人らは論じる。それゆえにこの権利放棄条項は、同条約の前文<sup>27</sup>が明示するとおり、同条約の文脈の一部である人権尊重という基本的な考慮要素と、調和させる必要がある、との立場を申立人らはとる。申立人らが参照するのは、個人が受けた本来的損害について賠償<sup>xiv</sup>を求めるその者の権利が、放棄されたとか断念されたことを示す証拠は何もない、との「国際法律家委員会」(ICJ)の声明<sup>xv</sup>である。さらに、性奴隷制が、奴隷制の禁止に包含され、戦争犯罪および人道に対する犯罪を構成するものであり、そのためにユス・コーゲンス規範として禁止され、いかなる逸脱も許されていない点に、申立人らは注目する<sup>28</sup>。これに対応して、当事国は、ユス・コーゲンス違反の犯罪に対して不処罰を与えないという「対世的」[*erga omnes*]義務を負う。このため申立人らは、国際法の下で確立された、補償を受ける権利を有する。同主張を強化するのは、一つの条約は他の条約で定められたユス・コーゲンス規範の下位に置かれる場合がある、とする国際法上の見解である。このように、申立人らの主張では、対日講和条約の規定は、ユス・コーゲンス規範および当事国の「対世的」[*erga omnes*]義務に優越することができない。したがって、対日講和条約の規定が、本差別撤廃条約の

<sup>23</sup> 「政府は、日本との平和条約に関してはコメントしようとしなかったが、当時は従軍慰安婦の問題はどちらの側からも提起されなかったことを率直に認めた。」 Ustinia Dolgopol and Snehal Paranjape, *Comfort Women: An Unfinished Ordeal – Report of a Mission* (Geneva, International Commission of Jurists, 1994), p. 153 [訳注：国際法律家委員会『国際法からみた「従軍慰安婦」問題』、明石書店、1995年、p.174]

<sup>24</sup> 日本軍性奴隷制を裁く女性国際戦犯法廷判決（オランダ・ハーグ、2001年12月4日、第1051項。[訳注：「女性が、個人としてであれ集団としてであれ、平和条約締結時に男性と同等の発言権や地位を有しておらず、その直接の結果として、軍性奴隷制と強かんの問題は、当時とりあげられずに終わり、平和条約の交渉や締結の背景とはならなかった」との内容。戦争と女性への暴力日本ネットワーク『日本軍性奴隷制を裁く—2000年女性国際戦犯法廷の記録 第6巻 女性国際戦犯法廷の全記録II』緑風出版、2002年、p.418]

<sup>25</sup> E/CN.4/Sub.2/1998/13, 付属文書第56項。[訳注：「朝鮮、フィリピン、中国、インドネシアでは、戦時中に女性や少女たちが奴隷化され、強かんされたことは非常によく知られていたが、日本は戦後、日本軍が組織的に関与していたことを隠していた」との内容。マクドゥーガル、VAWW-NET Japan（編訳）『戦時・性暴力をどう裁くか—国連マクドゥーガル報告全訳（増補新装2000年版）』凱風社、2000年、p.114]

<sup>26</sup> 同上、第60項 [前掲書、pp.115-116]

<sup>27</sup> 以下を参照。Merlin Magallona, “The San Francisco Peace Treaty with Japan and the Case of Filipino Comfort Women”, in *International Law Issues In Perspective* (Quezon City, Philippines, Law Center, University of the Philippines, 1996), pp. 265–266

<sup>28</sup> 「条約法に関するウィーン条約」(1969年)第53条に定められたとおり。同条約は1980年1月27日に発効。M. Cherif Bassiouni, “International Crimes: *jus cogens* and *obligatio erga omnes*”, *Law and Contemporary Problems*, vol. 59, No. 4 (1996), p. 68 によれば、ユス・コーゲンス規範には、侵略、ジェノサイド、人道に対する罪、戦争犯罪、[公海上の]海賊行為、奴隷制および奴隷関連慣行、拷問が含まれる。

下での義務に優先することはない。

7.17 申立人らは、当事国に求める被害回復措置は十分に明確であると主張する。具体的には以下の提供が、彼女らに対する「十分な援助」にあたるとする——(a) 定期的な医療および援助。サバイバーは今や全員が高齢であり、老齢に伴う病気により、全員でないとしても大半にとって、もともと乏しい資産が枯渇しているからである。(b) 家族のための生活支援。彼女たちの家族の大半が経済的に不利な状況にあるため。(c) 孫または近親者が教育を受ける機会。(d) 住宅支援。彼女たちの大半が経済的に不利な状況にあることから。

7.18 最後に、申立人らは、本件では、当事国の本条約違反が継続的・連続的な性質のものであること、また、日本の第7回及び第8回合同定期報告に対する、戦時性奴隷制システムの問題に関する当委員会の総括所見<sup>29</sup>に照らして、当委員会による本通報の審査が時間的管轄権〔*ratione temporis*〕によって妨げられることはないとして再度主張する。

## 当委員会が審査した争点と手続き

### 受理許容性の検討

8.1 当委員会は、当委員会手続規則第64条に従い、本通報が選択議定書の下で受理許容であるか否かを決定しなければならない。同第72条(4)に基づき、同決定は、本案の審査より前になされなくてはならない。

8.2 当委員会は、選択議定書第4条(1)の下で、利用可能なすべての国内的救済措置が尽くされたこと、または、かかる救済措置の適用が不合理に長引いているか、効果的な救済をもたらす可能性が低いことを確認した後でなければ<sup>30</sup>、通報を審査できないことを想起する。当委員会が目にするのは、国際人権規範に則った補償を求めるのに必要な、利用し得るすべての国内救済手段を最高裁判所にいたるまで尽くしてきたという申立人らの主張である。しかし、当事国の一貫した立場は、対日講和条約・日比賠償協定に基づき日本から支払われた賠償が、第二次世界大戦中に日本が引き起こした損害および苦痛のすべてに対するものであると考える、というものである。当委員会は、国内的救済措置が尽くされたことを当事国が争っていない点に注目する。したがって、当委員会は、選択議定書第4条(1)の要件に基づき、本通報を審査することに妨げはない。

8.3 選択議定書第4条(2)(a)に従い、当委員会は、同一の問題が他の調査または解決のための国際的手続きの下ですでに審査されたことがなく、かつ審査中でないことを認定する。

8.4 選択議定書第4条(2)(c)に従い、当委員会は、通報が明らかに根拠を欠いている場合、または十分に立証されていない場合、その通報に受理許容性がないと宣言するとされている。当

<sup>29</sup> CEDAW/C/JPN/CO/7-8、第29項

<sup>30</sup> E.S.およびS.C.対タンザニア連合共和国事件(CEDAW/C/60/D/48/2013)第6.3項; L.R.対モルドバ共和国事件(CEDAW/C/66/D/58/2013)第12.2項、S.H.対ボスニア・ヘルツェゴビナ事件(CEDAW/C/76/D/116/2017)第7.6項

委員会が目にするのは、日本帝国軍が第二次世界大戦中に設置した戦時性奴隷制システムは、性的な搾取と性奴隷制を目的とする人身取引の一形態とみなすことができる、という申立人らの主張である。また、本条約第 6 条に基づくこの主張に関して当委員会が目にするのは、申立人らの主張が、戦時性奴隷制システムの形態で当事国領域において行なわれた前述の犯罪に対する日本国の責任を取り上げているのではなく、本条約上の約束を履行すべき当事国の責任を立証しようとするものであって、その責任とは、当事国領域において女性・少女が差別されないことを支持するという本条約上の約束を履行することである。しかしながら、当委員会の所見では、第二次世界大戦中に日本帝国軍が行なった行為から生じたすべての請求権の放棄も含めて、当事国には 1951 年の対日講和条約を確認し遵守する義務があることから、本条約第 6 条に基づくこの主張は、フィリピン政府に対して行なうことができない。この点に関して、当事国が行なったとされる本条約第 6 条違反の詳細な立証を含め、他の適切な情報が何もないため、当委員会は、申立人らが、これらの主張について受理許容性が認められるための十分な立証をしなかったと考える。したがって、当委員会は、本条約第 6 条下での権利が侵害されたとする申立人らの主張を審査できないと考え、本通報のこの部分は選択議定書第 4 条 (2) (c) 下で受理許容性がないと結論づける<sup>31</sup>。

8.5 選択議定書第 4 条 (2) (e) に従い、通報の対象となった事実が当該締約国について本議定書の発効前に発生している場合には、かかる事実が発効の日後も継続しているのでなければ、当委員会はその通報に受理許容性がないと宣言するとされている<sup>32</sup>。当委員会は、当事国が、本通報の事実は同国に対する選択議定書発効前に発生したと主張し、そして申立人らに対する差別が継続的性質のものであるとする申立人らの主張を争っていることに留意する。当委員会は、本通報が日本帝国軍の運営した戦時性奴隷制を対象とするものではなく、申立人らに対する当事国による継続的差別を対象としているという、申立人らの主張に留意する。その点で、当委員会は、選択議定書が当事国に対して効力を生じた 2003 年以降、当事国が、申立人らの受けた継続的差別について、承認と効果的で十分な救済措置を提供し、速やかに救済をもたらすべき義務を負っている、という考えである。これらの状況において、申立人らの本条約第 1 条および第 2 条 (b)・(c) 下での権利の侵害に関する主張を当委員会が審査することは、時間的管轄権〔*ratione temporis*〕によって妨げられるものではないと考える。

8.6 当委員会は、本通報におけるその余の部分には受理許容性を妨げるものはないと認定し、本案の審査へと進むこととする。

## 本案の検討

9.1 当委員会は、選択議定書第 7 条 (1) に従い、申立人らおよび当事国により提供されたあらゆる情報に照らして、本通報を審査した。

9.2 当委員会は、当事国が行なっている、フィリピンが 1951 年の対日講和条約への調印によって自国の権利を放棄したため日本国に対する申立人らの請求を擁護できないという主張、またマ

<sup>31</sup> O.M.対ウクライナ事件 (CEDAW/C/73/D/87/2015) 第 8.3 項

<sup>32</sup> Kayhan 対トルコ事件 (CEDAW/C/34/D/8/2005) 第 7.4 項; S.H.対ボスニア・ヘルツェゴビナ事件、第 7.3 項

ラヤ・ロラズの請求について国際的な裁判所・法廷への提起を拒むことは申立人らに対する継続的な形態の侵害や差別とはならないとの主張に留意する。しかし、当委員会はまた、本条約下の権利を侵害する継続的差別を当事国から受けてきたとの申立人らの主張にも留意する。さらに当委員会が留意するのは、女性に影響を与える国際的義務の遵守を監視する責任を負うフィリピンの主要な政府機関である「フィリピン女性委員会」が、戦時性奴隷制という制度化されたシステム、その被害者・サバイバーへの影響、あるいは彼女たちに必要とされる保護について、取り組んでこなかったことである。対照的に、主に男性であるフィリピンの退役軍人は教育給付、医療給付、老齢・障害・死亡年金、埋葬補助など政府が認める特別で栄誉ある処遇の恩恵を受けている点に、当委員会は留意する。これに相当する栄誉ある処遇も、承認も、給付・サービスも、如何なる形態の支援も、マラヤ・ロラズに対しては何ら提供されていないのは差別的であるという申立人らの明言に、当委員会は留意する。また、申立人らに対する継続的差別は、当事国による「バハイ・ナ・プラ」（赤い家）の放置にも現れており、本来この建物は、そこで与えられた苦しみ、そして正義を求める闘いを記憶にとどめるために保存されるべきであった、という申立人らの主張にも当委員会は留意する。

9.3 申立人らの主張は、武力紛争の民間人被害者、戦時性奴隷制サバイバーとして受けた損害に対し、十分な社会的支援、被害回復、給付、承認の提供を当事国が怠ったことは、本条約第1条および第2条(b)・(c)の違反となるというものであるが、その主張について、当委員会は、救済が十分かつ効果的で、受けた被害に起因することが速やかに認められ、総合的で、被害の重大さに応じたものであることを締約国が確保するよう勧告した当委員会一般勧告第33号「女性の司法へのアクセス」第19項を参照する。救済には、適宜、原状回復（復権）、補償（金銭、物品・サービスの如何なる形態で提供されるかを問わず）およびリハビリテーション（医療・心理的ケアその他の社会サービス）が含まれるべきである。損害に対する民事上の救済と刑事上の処分は、相互排他的であるべきではない。

9.4 その文脈において、拷問禁止委員会は、締約国が拷問の被害者に対して手続き面と実体面で救済を提供する義務を負っていることを想起している<sup>33</sup>。締約国は手続き上の義務を遂行する上で、法を制定し、苦情処理制度を設立し、このような制度や機関がすべての被害者にとって効果的であり利用可能なものであることを確保するものとされる<sup>34</sup>。出訴期間は、その適用によって救済、補償、リハビリテーションの機会を被害者から奪ってしまうものであるから、拷問が持つ継続的な性質の影響に照らして、適用されるべきではない<sup>35</sup>。女性差別撤廃委員会の考えでは、原状回復・補償・リハビリテーションを含む救済は、常に個々の事案の状況を考慮しつつ、被害者が被ったあらゆる損害と、侵害の再発がないことを保証するためのあらゆる措置を対象とすべきである。

---

<sup>33</sup> 「拷問禁止委員会一般的意見第3 締約国による14条の実施」（2012年）第5項。〔訳注：日本弁護士連合会による訳は以下で見ることができる。 [https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/kokusai/humanrights\\_library/treaty/data/GC\\_No3\\_Implementation\\_of\\_article\\_14.pdf](https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/kokusai/humanrights_library/treaty/data/GC_No3_Implementation_of_article_14.pdf)〕

<sup>34</sup> 同上

<sup>35</sup> 同上、第40項

9.5 申立人らがさらされたジェンダー暴力の行為が極めて深刻なものであること、申立人らに、継続的差別を受けない権利と原状回復・補償・リハビリテーションを受ける権利があること、また彼女たちの権利が可能な限り完全に実施される可能性がないことから、当委員会は、当事国は本条約第1条および第2条(b)・(c)下の義務に違反してきた、と結論する。

10. 選択議定書第7条(3)に基づき、また前述の検討の結果に照らした当委員会の見解は、当事国が、義務の履行を怠り、それにより本条約第1条および第2条(b)・(c)下の申立人らの権利を侵害してきたというものである。

11. 当委員会は、当事国に対し、以下を勧告する。

(a) 本通報の申立人に関して：申立人らが受けた本件の継続的差別に対する物的・精神的損害についての承認・救済・公式謝罪を含む完全な被害回復措置、および彼女たちの尊厳と名誉の回復を含む原状回復・リハビリテーション・満足を、当事国から受けることを確保すること。これらには、申立人らが被った身体的・心理的・物的損害および権利侵害の重大さに相当する金銭的補償が含まれる。

(b) 一般：

- (i) 性暴力を含む戦争犯罪の被害者に対して、あらゆる形態の救済措置を提供するための、効果的で全国規模の被害回復措置の枠組みを確立すること、この枠組みが、承認・社会的給付他、被害者に認められた支援措置を、男性である退役軍人と女性である戦時性奴隷制のサバイバーが平等にアクセスできるものであること。
- (ii) 戦時性暴力・性奴隷制のサバイバーを含む、民間人戦争被害者の救済に関連する法律・政策から、制限的で差別的な条項を、当局が削除するよう確保すること。
- (iii) 戦争犯罪、特に制度化された戦時性奴隷制システムの被害を受けた女性に対し、尊厳、価値観および個人の自由の回復を確保するために、補償その他の形態の被害回復措置を提供する、国家が認可した基金を設立すること。
- (iv) 「バハイ・ナ・プラ」(赤い家)の史跡を保存するため記念施設を建立すること、または、戦時性奴隷制の被害者／サバイバーに加えられた苦しみに思いをはせ、正義をもとめる彼女たちのたたかいを称えるため場所を別途設置すること。
- (v) 中等教育・大学教育を含む、あらゆる教育機関のカリキュラムに、戦時性奴隷制の被害者／サバイバーであるフィリピン女性の歴史を主流化して組み込むこと。これは、記憶を残すことが、これらの女性が耐えてきた人権侵害の歴史を敏感に理解するため、人権を推進する重要性を強調し、再発を回避するために、不可欠だからである。

12. 選択議定書第7条(4)に従い、当事国は、当委員会の見解をその勧告と併せて十分に検討し、そして同見解・勧告に照らして取られた行動に関する情報も含めて、当委員会への回答を、6ヶ月以内に書面で提出するものとする。当委員会の見解・勧告を公表すること、かつ同見解・勧告を社会のあらゆる部門に届けるため広く普及させることが求められる。

【訳注】

- ・文中および原注において、( ) は原文にあるもの、[ ] 内は訳者が入れたものである。
- ・以下は原文に関する訳注である。

- 
- <sup>i</sup> ロラたちの名前のカタカナ表記は文献によって表記揺れがある。
  - <sup>ii</sup> 「バハイ・ナ・プラ」の所在地、サン・イルデフォンソはブラカン州にある。
  - <sup>iii</sup> 引用部分は、第 930 項および第 1085 項。戦争と女性への暴力日本ネットワーク『日本軍性奴隷制を裁く——2000 年女性国際戦犯法廷の記録 第 6 巻 女性国際戦犯法廷の全記録 II』、緑風出版、2002 年、p381 および p437
  - <sup>iv</sup> 「あらゆる者に対する義務」のことであり、ここでは「国際社会全体に対して負う義務」を意味している。
  - <sup>v</sup> 2.8 項にある「2004 年訴願」事件を指すと思われる。
  - <sup>vi</sup> 決定書は以下で参照できる。  
<https://www.chanrobles.com/scdecisions/jurisprudence2010/october2010/10-7-17-SC.php>
  - <sup>vii</sup> 日本では「お詫びの手紙」として知られているが、原文は apology letters.
  - <sup>viii</sup> 元駐日大使のスピーチは以下で確認できる。  
<https://www.ph.emb-japan.go.jp/pressandspeech/speeches/2014/Araw%20ng%20Kagitingan%202014.html>
  - <sup>ix</sup> 女性差別撤廃条約選択議定書の第 4 条 (2) (e) を意味すると思われる。
  - <sup>x</sup> マラヤ・ロラズ所属のロラのうち、「危機的状況に置かれたロラたちへの支援 (ALCS) 事業」の支給対象者は一人であり、多くは対象外あるいは拒否していた。
  - <sup>xi</sup> 2.8 項にある「2004 年訴願」を指す。
  - <sup>xii</sup> 原語は compensation であり、本翻訳では「補償」の訳語を用いている。
  - <sup>xiii</sup> 先行版 (2022 年 3 月 3 日付) では、この文章の最後に注 27 として、以下の注が付されている。  
[27 1951 年 9 月 4~8 日に米国サンフランシスコで開催された対日平和条約締結・署名会議において、当時のフィリピン外務大臣カルロス・P・ロムロが 9 月 7 日に行なった発言——「もし第十四条(a)1 項が、日本とフィリピン二国間の交渉に委ねらるべき賠償方式に関する融通性のない制限を意味するものと解せられるべきであるならば、私はフィリピン国政府は次の留保をなすものであると宣言せざるを得ないのであります。フィリピン国政府が、日本国政府より支払を受くべき賠償の種類及び方式に関し、並びにその支払又は引渡しの態様に関し、日本国政府と交渉し、相互に協定するフィリピン共和国政府の権利は、本条約の反対の規定にかかわらず、ここに留保される。】〔引用部分は外務省訳、[https://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/honsho/shiryo/archives/pdfs/sf3\\_03.pdf](https://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/honsho/shiryo/archives/pdfs/sf3_03.pdf) pp.132-133 より〕
  - <sup>xiv</sup> 原語は compensation であり、本翻訳では「補償」の訳語を用いている。
  - <sup>xv</sup> 国際法律家委員会『国際法からみた「従軍慰安婦」問題』、明石書店、1995 年、p188

(日本語訳：沖本直子、関典子、監修：東澤靖、2023 年 7 月 14 日版)